補足説明　　２０１３年6月１１日

府中市浅間町３－１８－１　６０１　宮井迅吉

（１）前回の議会までに「府中市に自然エネルギー社会をめざす都市宣言」に関して熱心にご議論いただき有り難うございました。結論的には「趣旨には賛成だが、時期尚早」ということだったかと受け止めています。今回の陳情は多くの市民の要望を受けて自然エネルギー社会をめざす府中市での具体的な取組みの早期推進に関するものです。

（２）日進月歩する太陽光パネルをあらゆる可能な箇所に設置することは、都市部で再生可能な自然エネルギーを作り出してゆく有効な手段であり、市の「地球温暖化対策推進計画」でも期限を設けて数値目標を設定し、鋭意その実現に努力しているものと思います。

（３）環境省が実施している太陽光エネルギーの導入ポテンシャル調査でも国全体で公共部門（庁舎、学校、文化施設、医療・福祉施設、道の駅、上下水道施設）で950～2,100 万kWとしている一方、低・未利用地についても調査し、その導入ポテンシャルを7,600～9,400 万kW と推計し、建物等の屋根部分だけでなく未利用地を有効活用すべきことを示唆しています。また自治体での太陽光パネルの配置には直接市がパネルを購入して設置する方式と事業者に場所を貸与し、設置させる方式とがあり、多様な可能性を追求すべきです。

（４）市は一定の公共施設に直接、太陽光パネルをとりつけており、エネルギーの地産地消の観点からは、より好ましく更に推進すべきです。一方、屋根貸し事業等についての市の見解は、前回の議会で議員への質問に答えて「第一義的にはみずから使用する電力の削減のために設置するべきとの考えもあり、みずから設置するべきか、屋根貸し事業を導入して設置を促進するべきか、また、それらの併用で推進していくべきかなどの議論が必要と考えている」（議事録を要約）とのことで「基礎的調査とあわせて、屋根貸しの活用についても検討し、それに基づいた具体的な目標を定めた推進方策を策定すべきものと考えている。なお、固定価格買い取り制度は、国により毎年度買い取り価格、買い取り期間の見直しが実施されるため、関係部課と協議し、早急に取り組む必要がある」（議事録を要約）との見解でした。私の陳情はその後、今年4月から買取固定価格が下方修正されるなど事業者、設置者にとって、厳しい状況が生まれており、更に来年も見直される可能性もあることから本陳情の採択によって議会の支援も得て、議論、検討の段階から具体化を急ぎ、一刻もはやく「屋根貸し」等も推進すべきとの判断から行なったものです。

（５）その際には建物だけでなく可能性を最大限にくみ尽くす必要があります。

府中市には2012年の6月議会で未利用地の有効利用についての議員の質問に答えたように「利用計画未定地が25ヶ所面積約2万7085平方メートル、15年以上にわたって利用されていない未利用地が24ヶ所、面積約2万6828平方メートル」（議事録を要約）あります。費用を投じて取得し、利用されていない状況を改善すべく、多方面にその有効活用をはかるべきですが、まずは多くの自治体が実施しているように、立地に適した用地は喫緊の国民的課題である自然エネルギー社会に向けて太陽光発電事業者への貸与を推進すべきです。

（６）更に、建物の部分的貸与にあたっては屋根部分だけでなく、建物の向きや構造面から可能な箇所、または教育的効果を期待できるような箇所には、壁面部分の貸与もはかるべきではないかと考えます。

（７）また賃貸契約書は、事業者と維持管理業者との3者契約になることも考えられ、長期を見据えた入念な検討が必要です。この分野の専門の弁護士などにも相談し八王子市が行なっているように単に賃料の設定だけでなく、発電量の一部を当該施設等で使用でき、緊急時には優先利用できるなど、市と市民にとって有益な条件を確保すべきです。こうした事情を理解する地元業者や、地元企業の協力を得ることも大切と考えます。

（８）屋根貸しは公募に応じる事業者があってこそ成立するものであり、市が時機を逸することなく本事業を展開できるよう本陳情の採択をもってその推進促進を願うものです。

以上